

## 労働移動支援助成金の見直し効果等について

(注1) 「見直しの時期」欄が4/1のものは緊急に実施した項目、8/1のものは職業安定分科会の意見を踏まえて実施した項目、10/19のものは職業安定分科会の意見を踏まえ平成28年度第2次補正予算によって実施した項目。新たな要件は、その施行日以降に提出された再就職援助計画の対象者について適用する。

(注2) 「見直しの効果等」欄の◇は労働局からの報告、○は労働局が事業主から聴取した意見のうち主なもの、●は再就職援助計画提出事業所に対するアンケート調査結果（64件回収、無回答は表示せず）。

### 1. 本助成金が紹介会社と連携して退職強要を行う企業への支援とならないようにする。

| 課題  | 見直し時期 | 見直しの内容  | 見直しの効果等  |
|---|-------|---|--|
| (1) 紹介会社が企業に対して人員削減の働きかけと再就職支援の両方を行う場合があるのではないか | 4/1   | ① 企業が再就職支援サービスを委託した紹介会社から「退職コンサルティング」を受けた場合は不支給とする              | ◇該当案件:なし   |
|   | 8/1   | ② 紹介会社と退職コンサルティングを行う別企業が連携していた場合も不支給とする                         | ◇該当案件:なし   |
|   | 8/1   | ③ 本人が紹介会社を自由に選べるようにする(利用券方式又は企業と労働組合等が合意した複数の紹介会社の中から本人が選択する方式) | ○利用券方式は手続きが煩雑。本人選択方式は企業にとって複数の紹介会社と相談しないとならないため負担増                 |
| (2) 退職強要を行う企業に支給されているのではないか                     | 4/1   | ① 本人が退職強要と受け止めた案件は不支給とする  | ◇該当案件:6事業所、17人<br>(見直し以前に、再就職支援の委託を開始した事業所の支給申請分であり、見直し以降は、該当はない。) |
|   | 4/1   | ② 退職強要の有無を労働局から本人に電話で確認   | ◇該当案件:なし   |

|                                   |     |  |   |
|-----------------------------------|-----|--|---|
|                                   | 8/1 | ③ 退職強要の有無を労働局から本人に郵便で確認（本人が書面や来所で申告することも可）                   | ◇該当案件：なし  |
| (3) 委託時の10万円助成は再就職が実現しない場合でも支給される | 8/1 | ① 委託時の10万円助成を大企業について廃止<br>(注：中小企業については再就職支援の実施のインセンティブのため維持) | ●大企業は不要：63%、大企業も必要：30%  |
| (4) 大企業は助成の必要性が低いのではないか           | 8/1 | ① 大企業に対する助成率を低く設定  | ●限定すべき：20%、限定すべきでない：27%、どちらともいえない：52%<br>○限定すると離職者を減らそうとする企業努力を評価できなくなる |
|                                   |     | ② 大企業の場合は離職者30人以上の場合に限る                                      |   |

## 2. 本助成金を「成熟産業から成長産業への円滑な労働移動」という制度趣旨に沿った内容とする

| 課題  | 見直しの時期 | 見直しの内容   | 見直しの効果等   |
|---|--------|--|---|
| (1) やむを得ないリストラの場合のみ支給すべき                      | 8/1    | ① 人員削減を行う部門単位での赤字（それが算出できない場合は生産量等自体の低減）を要件とする   | ●この要件は適当である：75%、全て対象とすべき：16%、やむを得ないリストラであることを表す他の指標でも可とすべき：8%   |
| (2) 紹介会社が、対象者を成長産業など良質な雇用に再就職させることを促進する仕組みがない | 8/1    | ① 次の要件の全てを満たす場合に、送出し企業に対する「再就職支援奨励金」の助成率を優遇（別表1）<br>ア 企業が紹介会社との間の契約で次の条件を設けること<br>a) 企業が支払う委託料の半分以上を後払いとすること<br>b) 紹介会社が訓練を実施した場合に、その経費の全部又は一部を支払うこと<br>c) 紹介会社が本人を良質な雇用（※）に再就職させた場合、そうでない場合よりも5%以上多い委託料を支払う | ●割増があるならその要件にあうような委託内容を検討したい：63%、割増があってもその要件にあうような委託内容は困難：30%、どちらともいえない：8%<br>●（割増があってもその要件にあうような委託内容は困難とした理由）手続き面での負担が大きいため：48%、コスト面での負担が大きいため：36% |

|   |       | <p style="text-align: center;">こと</p> <p>イ 実際に対象者が良質な雇用（※）に再就職したこと<br/>         ※「無期・フルタイム」かつ「賃金が移動前の80%以上」であること</p> <p>② 本助成金の対象者に再就職支援サービスを行う紹介会社に、サービスの実績（就職率、良質な雇用への再就職割合、委託料支払時期等）の公表を義務づけ</p> |   |
|---|-------|---|---|
| <p>(3) 対象者に対する能力開発を強化すべき</p>                            | 10/19 | <p>① 企業が、紹介会社に対して、職業訓練を実施した場合の経費の全部又は一部を企業が支払った場合、その2/3（上限30万円/人）を助成</p>  | <p>・厚労省ホームページで公表準備中</p> <p>●対象者の再就職支援のために訓練は必要:34%、訓練は不要:16%、どちらともいえない:50%</p> <p>●再就職支援を委託する際に訓練についても検討したい:31%、訓練は不要:11%、どちらともいえない:56%</p> <p>●（訓練は不要とした理由）再就職に役立つ訓練がどんなものかわからない:36%、離職者に費用をかけて訓練する必要を感じない:36%、助成額が不十分5%</p> |
|   | 10/19 | <p>① 企業が紹介会社を介さずに、民間訓練機関に直接委託して職業訓練を行う場合に助成</p>   |   |
| <p>(4) 対象者を良質な雇用によって受け入れる成長産業などの企業に対するインセンティブを強化すべき</p> | 10/19 | <p>① 成熟産業から成長産業への労働移動と認められる場合に、受入れ企業に対する「受入れ人材育成支援奨励金」の助成額を優遇</p> <p>ア 早期雇い入れ助成について、優遇助成とする（別表2(1)）</p> <p>イ 雇い入れて訓練を実施した場合の助成について、助成額を拡充する（別表2(2)）</p>   | <p>・「受入れ人材育成支援奨励金」自体の支給件数は増加傾向にあるが、割増の効果は施行の半年後以降にでてくる見込み。</p>  |

(別紙)

## 労働移動支援助成金の助成内容

(別表1) 「再就職支援奨励金」の助成額

|      |        | 従前の助成率 | 8/1 見直し後の助成率 |           |
|------|--------|--------|--------------|-----------|
|      |        |        | 通常           | 優遇措置 (※1) |
| 大企業  | 45 歳未満 | 1 / 2  | 1 / 4        | 1 / 3     |
|      | 45 歳以上 | 2 / 3  | 1 / 3        | 2 / 5     |
| 中小企業 | 45 歳未満 | 2 / 3  | 1 / 2        | 2 / 3     |
|      | 45 歳以上 | 4 / 5  | 2 / 3        | 4 / 5     |

※1 次の要件の全てを満たす場合に優遇措置を適用

ア 企業が紹介会社との間の契約で次の条件を設けること

a) 企業が支払う委託料の半分以上を後払いとすること

b) 紹介会社が訓練を実施した場合に、その経費の全部又は一部を支払うこと

c) 紹介会社が本人を良質な雇用 (= 「無期・フルタイム」かつ「賃金が移動前の80%以上」) に再就職させた場合、そうでない場合よりも5%以上多い委託料を支払うこと

イ 実際に対象者が良質な雇用に再就職したこと

(別表2) 「受入れ人材育成支援奨励金」の助成額・助成率

(1) 早期雇入れ支援 (離職後3カ月以内に採用した場合)

(注)採用から6カ月後と1年後の2回に分けて支給。

|       | 従前の助成額 | 8/1 見直し後の助成額 |           | 10/19 見直し後の助成額 (※2) |                      |
|-------|--------|--------------|-----------|---------------------|----------------------|
|       |        | 通常           | 優遇措置 (※3) | 通常                  | 優遇措置 (※3)            |
| 早期雇入れ | 40万円   | 30万円         | 40万円      | 30万円                | 80万円<br>(40万円×2回(注)) |

(2) 人材育成支援 (離職後1年以内に採用して企業内訓練を行った場合)

|        | 従前の助成額                  | 10/19 見直し後の助成額          |                          |
|--------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
|        |                         | 通常                      | 優遇措置 (※3)                |
| OJT    | 700円/時・人                | 800円/時・人                | 900円/時・人                 |
| Off-JT | 800円/時・人<br>+訓練費用上限30万円 | 900円/時・人<br>+訓練費用上限30万円 | 1000円/時・人<br>+訓練費用上限30万円 |

※2 職業安定分科会の意見を受けて増額したものに、平成28年8月2日閣議決定「未来への投資を実現する経済対策」によって上積みした

※3 成長企業として認められる事業所(注1)の事業主が、成熟企業として認められる事業所(注2)からの離職者を雇い入れた場合に優遇措置を適用

(注1) 下記の①～④のいずれかに該当する事業所のこと(下線部は平成29年2月から実施)

- ① 支給申請年度の直近年度の売上がその3年度前と比較して5%以上伸びていること
- ② ローカルベンチマーク(経済産業省がインターネット上において提供する、企業の経営状態を把握するためのツール)の財務分析結果(総合評価点)が「B」評価以上であること
- ③ 企業の生産性の伸び率が3年で6%以上伸びていること
- ④ 企業の生産性の伸び率が3年で1%以上6%未満であり、かつ金融機関による事業性評価を踏まえて労働局が企業の成長性・将来性を認めたこと

(注2) 下記の①～⑤のいずれかに該当する事業所のこと(下線部は平成29年1月から実施)

- ① 株式会社地域経済活性化機構(REVIC)、中小企業再生支援協議会、東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構、事業再生ADR制度のいずれかから、事業再生・再構築等の支援を受けていること
- ② 事業再生・再構築等を行うことについて特定調停(裁判手続)が行われていること
- ③ ローカルベンチマークの結果が「C」評価以下であること
- ④ 営業利益と減価償却費の合計(EBITDA)が直近事業年度でマイナスであったこと
- ⑤ 直近の事業年度の売上が、その3年度前と比較して20%以上減少していること

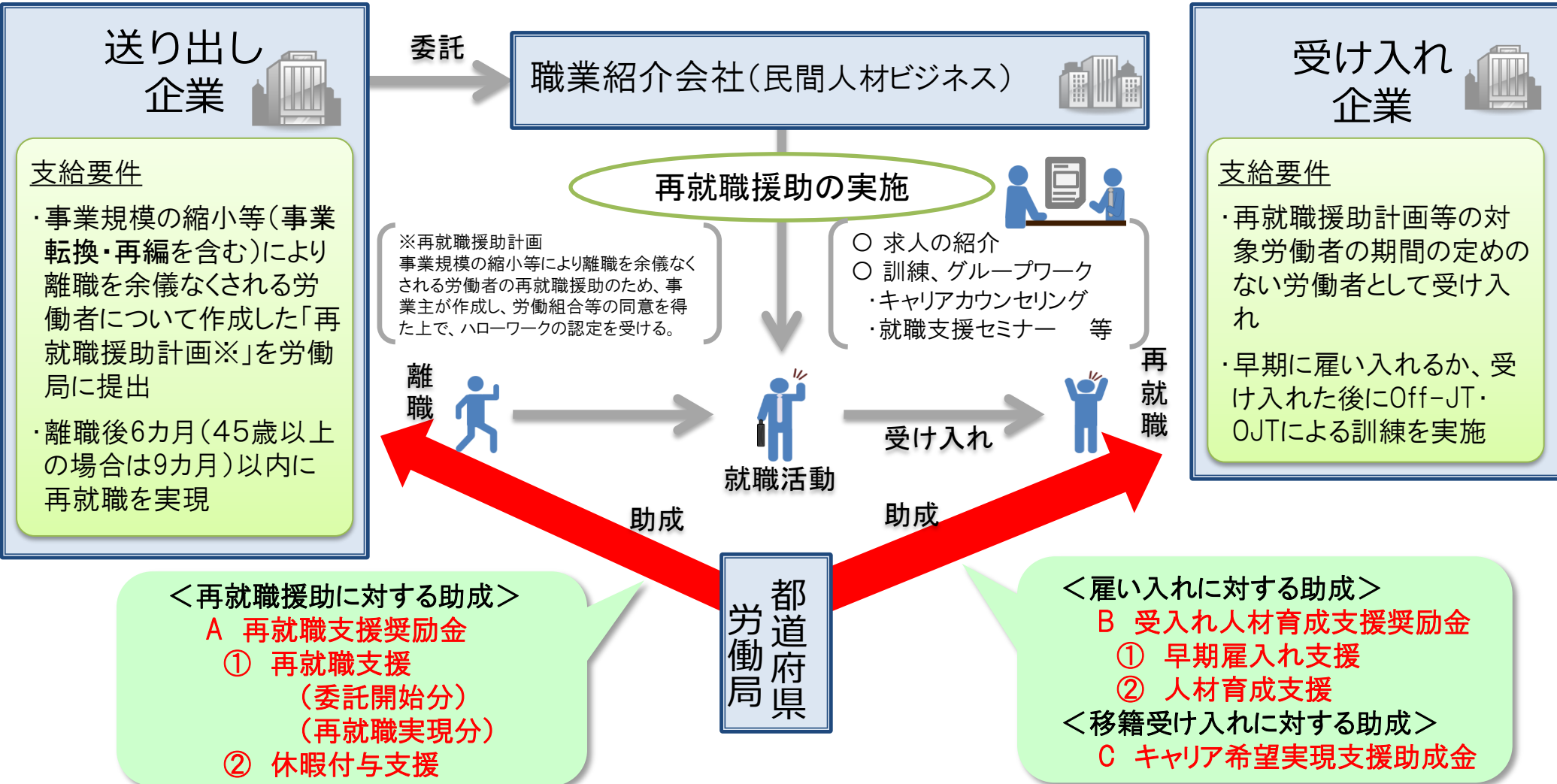


# 参 考 资 料





事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職援助を、職業紹介会社への委託や、休暇付与によって行う事業主に対して、その費用の一部を助成。また、離職を余儀なくされた労働者を、期間の定めのない労働者として雇い入れたり移籍で受け入れる事業主に対して助成。









受入れ人材育成支援奨励金の支給決定状況

(人)

|        |     | 早期雇入れ支援 | 人材育成支援   |        |
|--------|-----|---------|----------|--------|
|        |     | 支給対象者数  | 訓練計画認定者数 | 支給対象者数 |
| 平成27年度 | 4月  | 0       | 16       | 6      |
|        | 5月  | 0       | 14       | 3      |
|        | 6月  | 0       | 2        | 0      |
|        | 7月  | 0       | 5        | 0      |
|        | 8月  | 0       | 8        | 1      |
|        | 9月  | 0       | 0        | 15     |
|        | 10月 | 0       | 0        | 2      |
|        | 11月 | 32      | 1        | 6      |
|        | 12月 | 15      | 11       | 3      |
|        | 1月  | 17      | 7        | 13     |
|        | 2月  | 65      | 16       | 0      |
|        | 3月  | 177     | 1        | 7      |
| 平成28年度 | 4月  | 135     | 0        | 1      |
|        | 5月  | 151     | 1        | 1      |
|        | 6月  | 163     | 1        | 1      |
|        | 7月  | 183     | 0        | 9      |
|        | 8月  | 151     | 1        | 26     |
|        | 9月  | 142     | 4        | 1      |
|        | 10月 | 238     | 2        | 4      |
|        | 11月 | 629     | 0        | 2      |
|        | 12月 | 147     | 1        | 3      |
|        | 1月  |         |          |        |
|        | 2月  |         |          |        |
|        | 3月  |         |          |        |